

接続約款変更届出書

2025年2月28日

総務大臣 殿

郵便番号 〒102-0072
住 所 東京都千代田区飯田橋3丁目10番10号
氏 名 UQコミュニケーションズ株式会社
代表取締役社長 佐々木 正見

登録年月日 平成20年7月1日
登録番号 第335号
法人番号 2010401075423
連絡先

電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	令和7年3月7日
------	----------

電気通信事業法第 34 条第 2 項に基づく第 2 種指定電気通信設備との接続に係る接続約款の新旧対照

新	旧																								
第 1 条～第 3 条 （略） （用語の定義） 第 4 条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使します。 <table> <tr> <th>用 語</th><th>用 語 の 意 味</th></tr> <tr> <td>契約者回線</td><td>特定携帯電話事業者又は特定事業者の a u 通信サービス契約約款、U Q m o b i l e 通信サービス契約約款、p o v o 通信サービス契約約款、SORACOM Air f o r セルラー L P W A 通信サービス契約約款等に定める契約に基づいて無線基地局設備と契約者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線</td></tr> <tr> <td>特定携帯電話事業者</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>特定携帯電話サービス</td><td>特定携帯電話事業者又は特定事業者の a u 通信サービス契約約款、U Q m o b i l e 通信サービス契約約款、p o v o 通信サービス契約約款に基づいて提供する電気通信サービス（衛星直接通信サービスは除く。）</td></tr> <tr> <td>セルラー L P W A サービス</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>中継交換機</td><td>特定携帯電話サービス又はセルラー L P W A サービスの中継交換を行う特定携帯電話事業者又は特定事業者の交換設備であって、特定携帯電話事業者又は特定事業者が指定するもの</td></tr> </table> 第 5 条 （略） （準用の除外） 第 6 条 （略） 2 前項のほか、特定携帯電話事業者約款の規定のうち別表 1 接続により提供する機能 1－1 基本接続機能については、L T E 直収パケット接続機能（携帯電話・BWA 電波連携分）、L T E 直収パケット接続機能（L P W A、携帯電話・BWA 電波連携分）、5 G（NSA 方式）直収パケット接続機能（携帯電話・BWA 電波連携分）、<u>直収パケット接続</u>回線管理機能（携帯電話・BWA 電波連携分）以外は、この約款に準用しません。また、別表 1 接続により提供する機能 1－2 個別占有的接続機能については、L T E 直収パケット接続装置機能（携帯電話・BWA 電波連携分）、L T E 直収パケット接続装置機能（L P W A、携帯電話・BWA 電波連携分）、5 G（NSA 方式）直収パケット接続装置機能（携帯電話・BWA 電波連携分）、L T E G T P 接続利用機能（携帯電話・BWA 電波連携分）、L T E G T P 接続利用機能（L P W A、携帯電話・BWA 電波連携分）、5 G（NSA 方式）G T P 接続利用機能（携帯電話・BWA 電波連携分）以外は、この約款に準用しません。 3 （略）	用 語	用 語 の 意 味	契約者回線	特定携帯電話事業者又は特定事業者の a u 通信サービス契約約款、U Q m o b i l e 通信サービス契約約款、p o v o 通信サービス契約約款、SORACOM Air f o r セルラー L P W A 通信サービス契約約款等に定める契約に基づいて無線基地局設備と契約者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線	特定携帯電話事業者	（略）	特定携帯電話サービス	特定携帯電話事業者又は特定事業者の a u 通信サービス契約約款、U Q m o b i l e 通信サービス契約約款、p o v o 通信サービス契約約款に基づいて提供する電気通信サービス（衛星直接通信サービスは除く。）	セルラー L P W A サービス	（略）	中継交換機	特定携帯電話サービス又はセルラー L P W A サービスの中継交換を行う特定携帯電話事業者又は特定事業者の交換設備であって、特定携帯電話事業者又は特定事業者が指定するもの	第 1 条～第 3 条 （略） （用語の定義） 第 4 条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使します。 <table> <tr> <th>用 語</th><th>用 語 の 意 味</th></tr> <tr> <td>契約者回線</td><td>特定携帯電話事業者又は特定事業者の a u 通信サービス契約約款、SORACOM Air f o r セルラー L P W A 通信サービス契約約款等に定める契約に基づいて無線基地局設備と契約者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線</td></tr> <tr> <td>特定携帯電話事業者</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>a u 通信サービス</td><td>特定携帯電話事業者又は特定事業者の a u 通信サービス契約約款に基づいて提供する電気通信サービス</td></tr> <tr> <td>セルラー L P W A サービス</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>中継交換機</td><td>a u 通信サービス又はセルラー L P W A サービスの中継交換を行う特定携帯電話事業者又は特定事業者の交換設備であって、特定携帯電話事業者又は特定事業者が指定するもの</td></tr> </table> 第 5 条 （略） （準用の除外） 第 6 条 （略） 2 前項のほか、特定携帯電話事業者約款の規定のうち別表 1 接続により提供する機能 1－1 基本接続機能については、L T E 直収パケット接続機能（携帯電話・BWA 電波連携分）、L T E 直収パケット接続機能（L P W A、携帯電話・BWA 電波連携分）、5 G（NSA 方式）直収パケット接続機能（携帯電話・BWA 電波連携分）、<u>M V N O</u>回線管理機能（携帯電話・BWA 電波連携分）以外は、この約款に準用しません。また、別表 1 接続により提供する機能 1－2 個別占有的接続機能については、L T E 直収パケット接続装置機能（携帯電話・BWA 電波連携分）、L T E 直収パケット接続装置機能（L P W A、携帯電話・BWA 電波連携分）、5 G（NSA 方式）直収パケット接続装置機能（携帯電話・BWA 電波連携分）、L T E G T P 接続利用機能（携帯電話・BWA 電波連携分）、L T E G T P 接続利用機能（L P W A、携帯電話・BWA 電波連携分）、5 G（NSA 方式）G T P 接続利用機能（携帯電話・BWA 電波連携分）以外は、この約款に準用しません。 3 （略）	用 語	用 語 の 意 味	契約者回線	特定携帯電話事業者又は特定事業者の a u 通信サービス契約約款、SORACOM Air f o r セルラー L P W A 通信サービス契約約款等に定める契約に基づいて無線基地局設備と契約者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線	特定携帯電話事業者	（略）	a u 通信サービス	特定携帯電話事業者又は特定事業者の a u 通信サービス契約約款に基づいて提供する電気通信サービス	セルラー L P W A サービス	（略）	中継交換機	a u 通信サービス又はセルラー L P W A サービスの中継交換を行う特定携帯電話事業者又は特定事業者の交換設備であって、特定携帯電話事業者又は特定事業者が指定するもの
用 語	用 語 の 意 味																								
契約者回線	特定携帯電話事業者又は特定事業者の a u 通信サービス契約約款、U Q m o b i l e 通信サービス契約約款、p o v o 通信サービス契約約款、SORACOM Air f o r セルラー L P W A 通信サービス契約約款等に定める契約に基づいて無線基地局設備と契約者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線																								
特定携帯電話事業者	（略）																								
特定携帯電話サービス	特定携帯電話事業者又は特定事業者の a u 通信サービス契約約款、U Q m o b i l e 通信サービス契約約款、p o v o 通信サービス契約約款に基づいて提供する電気通信サービス（衛星直接通信サービスは除く。）																								
セルラー L P W A サービス	（略）																								
中継交換機	特定携帯電話サービス又はセルラー L P W A サービスの中継交換を行う特定携帯電話事業者又は特定事業者の交換設備であって、特定携帯電話事業者又は特定事業者が指定するもの																								
用 語	用 語 の 意 味																								
契約者回線	特定携帯電話事業者又は特定事業者の a u 通信サービス契約約款、SORACOM Air f o r セルラー L P W A 通信サービス契約約款等に定める契約に基づいて無線基地局設備と契約者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線																								
特定携帯電話事業者	（略）																								
a u 通信サービス	特定携帯電話事業者又は特定事業者の a u 通信サービス契約約款に基づいて提供する電気通信サービス																								
セルラー L P W A サービス	（略）																								
中継交換機	a u 通信サービス又はセルラー L P W A サービスの中継交換を行う特定携帯電話事業者又は特定事業者の交換設備であって、特定携帯電話事業者又は特定事業者が指定するもの																								

新	旧
第7条 （略） 附則（2025年2月28日 24-UQ 渉-016号） この約款は 2025年3月7日から実施します。	第7条 （略）

電気通信事業法第 34 条第 2 項に基づく第 2 種指定電気通信設備との接続に係る接続約款の新旧対照

新					旧				
第 1 表 接続料金 第 1 網使用料 第 1 の 2 将来原価方式対象機能の網使用料 (略) 2 料金額 2-1 LTE直収パケット接続機能(携帯電話・BWA電波連携分)					第 1 表 接続料金 第 1 網使用料 第 1 の 2 将来原価方式対象機能の網使用料 (略) 2 料金額 2-1 LTE直収パケット接続機能(携帯電話・BWA電波連携分)				
区 分	適用対象期間	単 位	料 金 額	備考	区 分	適用対象期間	単 位	料 金 額	備考
LTE直収パケット接続機能 (携帯電話・BWA電波連携分)	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	122,023円	月額	LTE直収パケット接続機能 (携帯電話・BWA電波連携分)	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	122,023円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	12,202円	月額			10Mbpsを超える1Mbpsごとに	12,202円	月額
	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	108,378円	月額		令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	108,378円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	10,837円	月額			10Mbpsを超える1Mbpsごとに	10,837円	月額
	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	101,257円	月額		令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	101,257円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	10,125円	月額			10Mbpsを超える1Mbpsごとに	10,125円	月額
	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	<u>113,355円</u>	月額		令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	<u>118,190円</u>	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>11,335円</u>	月額			10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>11,819円</u>	月額
	<u>令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。</u>	<u>10Mbpsのもの</u>	<u>104,630円</u>	<u>月額</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
		<u>10Mbpsを超える1Mbpsごとに</u>	<u>10,463円</u>	<u>月額</u>			<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

新					旧				
2-1の2 LTE直収パケット接続機能（LPWA、携帯電話・BWA電波連携分）					2-1の2 LTE直収パケット接続機能（LPWA、携帯電話・BWA電波連携分）				
区 分	適用対象期間	単 位	料 金 額	備考	区 分	適用対象期間	単 位	料 金 額	備考
LTE直収パケット接続機能（LPWA、携帯電話・BWA電波連携分）	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	122,023円	月額	LTE直収パケット接続機能（LPWA、携帯電話・BWA電波連携分）	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	122,023円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	12,202円	月額			10Mbpsを超える1Mbpsごとに	12,202円	月額
	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	108,378円	月額		令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	108,378円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	10,837円	月額			10Mbpsを超える1Mbpsごとに	10,837円	月額
	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	101,257円	月額		令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	101,257円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	10,125円	月額			10Mbpsを超える1Mbpsごとに	10,125円	月額
	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	<u>113,355円</u>	月額		令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	<u>118,190円</u>	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>11,335円</u>	月額			10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>11,819円</u>	月額
	<u>令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に限り適用します。</u>	<u>10Mbpsのもの</u>	<u>104,630円</u>	<u>月額</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
		<u>10Mbpsを超える1Mbpsごとに</u>	<u>10,463円</u>	<u>月額</u>			<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

新					旧				
2-1の3 5G（NSA方式）直収パケット接続機能（携帯電話・BWA電波連携分）					2-1の3 5G（NSA方式）直収パケット接続機能（携帯電話・BWA電波連携分）				
区 分	適用対象期間	単 位	料 金 額	備考	区 分	適用対象期間	単 位	料 金 額	備考
5G（NSA方式）直収パケット接続機能（携帯電話・BWA電波連携分）	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	122,023円	月額	5G（NSA方式）直収パケット接続機能（携帯電話・BWA電波連携分）	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	122,023円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	12,202円	月額			10Mbpsを超える1Mbpsごとに	12,202円	月額
	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	108,378円	月額		令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	108,378円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	10,837円	月額			10Mbpsを超える1Mbpsごとに	10,837円	月額
	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	101,257円	月額		令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	101,257円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	10,125円	月額			10Mbpsを超える1Mbpsごとに	10,125円	月額
	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	<u>113,355円</u>	月額		令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	<u>118,190円</u>	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>11,335円</u>	月額			10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>11,819円</u>	月額
	<u>令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に限り適用します。</u>	<u>10Mbpsのもの</u>	<u>104,630円</u>	<u>月額</u>		<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>
		<u>10Mbpsを超える1Mbpsごとに</u>	<u>10,463円</u>	<u>月額</u>			<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>

新					旧				
2-2 直収パケット接続回線管理機能					2-2 直収パケット接続回線管理機能				
区 分	適用対象期間	単 位	料 金 額	備考	区 分	適用対象期間	単 位	料 金 額	備考
直収パケット接続回線管理機能	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。	1 契約者回線ごとに	70円	月額	直収パケット接続回線管理機能	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。	1 契約者回線ごとに	70円	月額
	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用します。	1 契約者回線ごとに	69円	月額		令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用します。	1 契約者回線ごとに	69円	月額
	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り適用します。	1 契約者回線ごとに	<u>64円</u>	月額		令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り適用します。	1 契約者回線ごとに	<u>68円</u>	月額
	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に限り適用します。	1 契約者回線ごとに	<u>63円</u>	月額		令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に限り適用します。	1 契約者回線ごとに	<u>68円</u>	月額
	<u>令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に限り適用します。</u>	<u>1 契約者回線ごとに</u>	<u>61円</u>	<u>月額</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>附 則（令和7年2月28日 K 相接 S 0055 及び OCT 技第 24-198 号）</u> <u>（実施時期）</u> <u>1 この改正規定は、令和7年3月7日から実施します。</u>									